日本が加盟している「APEC エンジニア」について

1. APEC エンジニア資格の概要

1995年のAPEC 閣僚会議の決議に従い、2000年にAPEC エンジニアの認定登録制度が合意され、政府間ベースのAPEC エンジニアの枠組みが創設された。これは、実務経験等が一定レベル以上と認められる技術者に、APEC 域内での共通の資格を付与し、国際的な活躍を支援することを目的としている。各国・エコノミー(以下「各国等」)はそれぞれ「モニタリング委員会」を設立し、登録の審査を行う。各国等の個々の技術者(日本・技術士)は、同委員会へ申請し、審査を受け登録されると APEC エンジニアを名乗ることができる。また、APEC エンジニアを基盤とした二国間の相互認証プロジェクトについても合意され、2003年10月1日、我が国とオーストラリアとで技術者資格の相互認証を行う枠組みに係る文書に署名した。日本が唯一締結している技術者相互認証の二国間協定である。

2. 要件(技術士として登録している者)

- 1.) 定められた学歴条件を満たすこと
 - (a) JABEE 認定課程修了者、(b) 大学のエンジニアリング課程を卒業し技術士第一次試験 に合格した者、(c)(a)(b) 以外の者でモニタリング委員会が認める者
- 2.) IEA が標準として示す、「エンジニアとしての知識・能力(International Engineering Alliance competency profile for engineers)」に照らし、自己の判断で業務を遂行する能力があると認められること
- 3.) エンジニアリング課程終了後7年間以上の実務経験を有していること
- **4.**) 少なくとも2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験を有していること
- 5.) 継続的な専門能力開発を満足できるレベルで実施していること (過去2年度で100CPD 時間以上)
- 6.) 業務の履行に当り倫理的に行動すること
- 7.) プロフェッショナル・エンジニアとして行った活動及び決定に対し責任を持つこと
- ※ 5年ごとに審査の上更新。(主に5年間の CPD (250 時間以上) の確認、審査を行う)

3. 登録部門

11 部門に分かれている。日本の技術士は全ての技術部門において申請を行うことができる。(11 部門とは、「Civil」「Structural」「Geotechnical」「Environmental」「Mechanical」「Electrical」「Industrial」「Mining」「Chemical」「Information」「Bio」
※うち、「Structural」には技術士のみでなく一級建築士が含まれる。)

4. 審査

APEC エンジニアとして登録するためには、個々の技術者が、各国等ごとの「APEC エンジニアモニタリング委員会」に申請しての審査を受ける必要があり、同委員会は日本にも置かれている(事務局は日本技術士会)。

5. 加盟国:15か国

オーストラリア、カナダ、台湾、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、 ニュージーランド、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、アメリカ

●登録者人数(2019年6月現在。「Structural」は建築士を含む。日本の場合、270人(約2割))

THE TAXABLE PROPERTY OF THE PR							
オーストラリア	カナダ	台湾	香港	イント゛ ネシア	日本	韓国	マレーシア
14, 227	126	174	37	56	1,270	501	505
ニューシ゛ーラント゛	ペルー	フィリヒ゜ン	ロシア	シンカ゛ホ゜ール	タイ	アメリカ	合計
1,899	18	135	170	37	394	569	20, 118